



生活支援体制整備事業

令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）

稲城市役所福祉部高齢福祉課
高齢福祉係長 荒井 崇宏

CONTENTS



目次

- 1 生活支援体制整備事業の概要・意義
- 2 実施に向けて持つべき視点
- 3 目指すべき効果・成果
- 4 具体的に行うことの例
- 5 振り返り・まとめ

生活支援体制整備事業とは？①

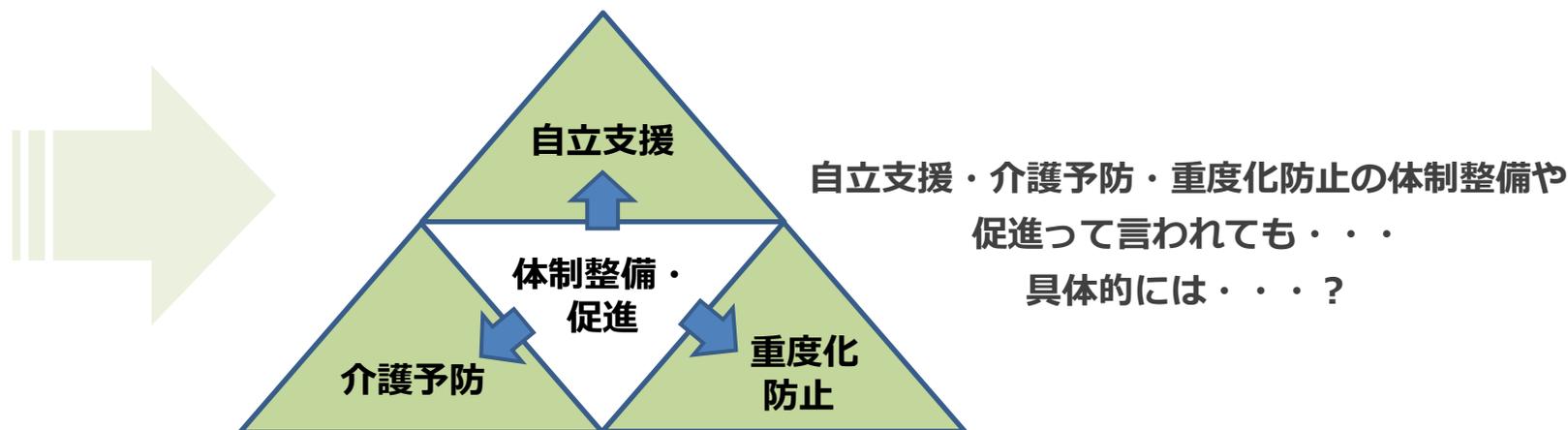
法律上の定義（介護保険法第115条の45第2項第5号）

■（第2項）

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

■（第5号）

被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業



生活支援体制整備事業とは？②

地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年老健局長通知）別紙 別記3）

2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

（1）目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

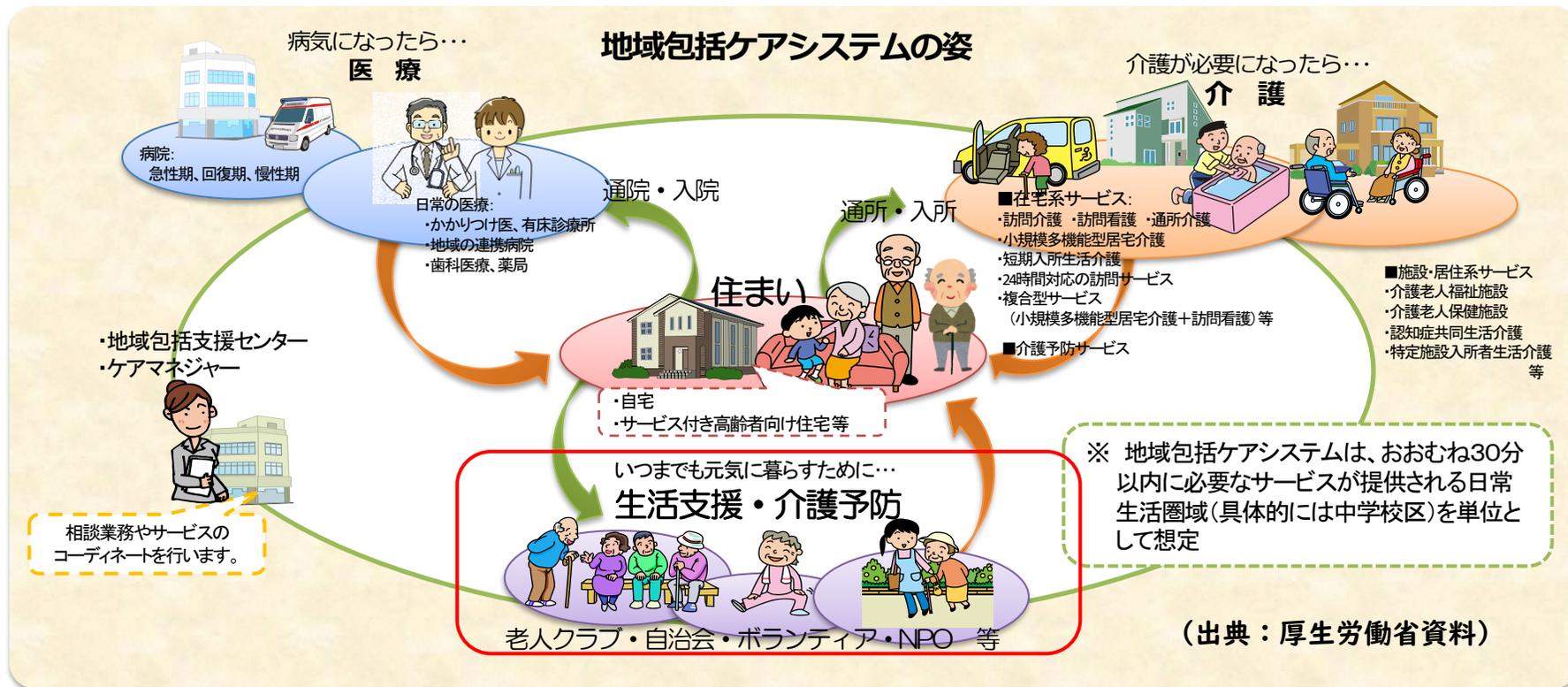
誤解を恐れずにざっくり言うと・・・

地域づくり

（高齢者が安心して暮らし続けられる地域をつくっていく事業）

何で介護保険の枠組みで地域づくりをするの？

- 家族介護に限界もあり、介護保険制度が導入され介護の社会化が進展。一方で、地域での支え合い的なものは後退。
- 2025年、2040年を見据えると、高齢者人口は増加する一方、高齢者の支え手（現役世代、生産年齢人口）は減少。
- 住み慣れた地域で、最期まで生活し続けるためには、介護保険制度だけでなく、地域包括ケアシステムの構築が必要。⇨ **地域（当事者と地域の互助）づくり**
- **生活支援・介護予防の担い手は「地域」、ただし放っておいても担ってはくれない。**そこで、既存資源の発掘や必要な新たな資源の創出等により「地域」の力を引き出す**生活支援コーディネーターや協議体の働きが重要。**



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年老健局長通知）別紙 別記3）

2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

（3）実施内容

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、（略）以下の（ア）に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とし、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置する。（略）

（ア）コーディネート機能

市町村が定める活動区域ごとに、以下のaからcまでの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

- a 資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）
- b ネットワーク機能（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）
- c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）

（イ）活動範囲（略）

- a 第1層 市町村区域で、以下の①から⑤までを中心に行う機能
- b 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、以下の①から⑥までを行う機能

- ①地域ニーズと資源の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

（以下、略）

協議体

地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年老健局長通知）別紙 別記3）

2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

（3）実施内容

イ 協議体の設置

（ア）目的

（略）市町村が主体となって、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

（イ）役割

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査や地域資源マップの作成等）
- ・企画、立案、方針策定を行う場（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場、働きかけの場等

（略）

（エ）構成団体

協議体は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましい。また、（略）地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましい。

なお、（略）最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく等といった方法も有効である。

就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）

地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年老健局長通知）別紙 別記3）

2 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

（3）実施内容

ウ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置することができる。

（ア）活動内容

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

（イ）配置

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

（ウ）資格・要件

地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

このように、特定の資格要件は定めるものではないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。

地域のあるべき姿（ビジョン）を描くこと！

地域のあるべき姿（ビジョン）を描いて（ゴールに設定して）、
そこに向けて何が必要かを逆算することで、今やらなければならないことが明確になります。

- その際、
「関係者や地域の人、当事者等を目線を合わせる（規範的統合を行う）」
ことが重要です。

POINT

手段を目的化しないこと！

手段と目的が混同することはよくあります。ここでいうと、

目的

みんなで決めた地域のあるべき姿を達成すること。

手段

生活支援体制整備事業

- つまり、生活支援体制整備事業を行うことは目的になり得ず、
地域のあるべき姿を実現させるために必要な人・モノ・コト等を
生活支援体制整備事業を使って整えるわけです。

制度や事業は道具や武器！目標・目的達成のためにうまく使う！

前述のとおり、大きなゴール（目的）は地域のあるべき姿の達成です。

そして、大きなゴールから逆算するとそこに至る過程に小さなゴール（目標）がでてきます。

様々なゴール（目標・目的）を達成するために、制度や事業等の道具や武器（手段）をうまく使うことが重要です！ ※ここでは「目的」を最終的に実現したいこと、「目標」をその過程の指標と整理。

生活支援体制整備事業だけで地域のあるべき姿が達成されるわけではありません。

ですが、生活支援体制整備事業はとても使い勝手の良い道具です。

地域のあるべき姿を達成するために、総合事業等で使える様々な資源を供給することができます。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、協議体、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）は強力な武器です。これらの武器を使って既存の資源を整理、つなぎ合わせる、発掘する、新たな資源を創設する、といったことを行います。≡ 総合事業等で使える資源の供給

既存の資源（アセット）をうまく活用すること！

地域には活用できる既存の資源（アセット）が沢山あります。わかりやすいものから、どう使えばいいのかよくわからないものまで、様々なお宝（場所・モノ・人・金）が眠っています。そしてそれらは組み合わせ次第で、色々な活動に発展する可能性を秘めています。「無いもの」を生み出すのはとても大変ですが、「有るもの」を発展させていくのは知恵や工夫次第です。また「有るもの」がそこにあるのは、地域にとって「必要」だからです。まずは既存の資源（アセット）を見つけ（宝探し）、うまく活用し、その地域に必要な取組を発展させていきましょう！

【様々な既存の資源（アセット）の例】



地域住民や当事者をうまく巻き込む

地域づくりを行政側の都合で進めようとしてもうまくいきません。なぜなら**行政側の主導になると、行政は「やってあげる側」、地域住民や当事者は「やってもらう側」という一方通行の関係性となりがちだからです。**

これは行政課題の解決には効率的な方法かもしれませんが、地域づくりという観点から考えるとどうでしょうか。

地域づくりを行う上で、「やってあげる側」と「やってもらう側」という関係性は望ましくないということは理解できると思います。

地域づくりをしていくうえでの**本質的な課題は、そこで生活している地域住民や当事者の中にこそあるとも言えます。**地域に足を運び、声を聞き、それぞれの想いや大事にしていること、その**地域の強み弱みを把握**することから始めましょう。その際、**地域住民や当事者「に対して」ではなく、地域住民や当事者「と一緒に」動く（巻き込む）**ことを意識しましょう。



／ やれることからやってみよう！

ある程度地域のあるべき姿（ビジョン）が明確になり、地域の中で資源も見えてくると「あれもやりたい、これもやりたい、あれも必要、これも必要」となりがちです。もちろん、それら全てができればいいですが、なかなか全てを一気に進めるのは難しいと思います。また困難なことに取り組もうとするとなかなか腰が上がらなくなることはあり得ます。

そうであれば、まずはやれることからやってみる、という意識で取り組むことが重要です。

一つのことに取り組むことで、そこに関係のある人や取り組みが有機的に繋がって大きな取り組みに発展していく、あるいは何かに取り組めたことで別のことにも取り組もうと積極的になれるというようなポジティブなイメージを持って取り組みましょう。

その際、地域住民がやりたいことから始めてみる（やっていることを広げてみる）という視点も大事にしたいところです。

地域住民や当事者をうまく巻き込むことにつながりますし、当事者と地域の互助の仕組みを構築することを考えれば、その中心にいる人たちがやりたいと思うことは、まさにその地域に必要とされることである可能性が高いわけです。

地域で高齢者が安心して生活し続けられること！

- ▶ 自助でまかなえるところは自助が基本。
- ▶ 自助ではできないこと（それは人によって異なりますが）を互助で支え合える必要がある。
- ▶ **目指すのはその地域で高齢者が安心して生活し続けられること。**これはどこでも共通すること。ただし、そのために必要なコトやモノはそれぞれの地域によって違う。

つまり目的を達成するための方法に**全国一律の正解はない！**

だから生活支援コーディネーターや協議体、様々な事業等の武器や道具をうまく使いながら、**その地域にあった、その地域に必要な資源（場所・モノ・人など）を供給する！**
 （必要な生活支援サービス等の整理・意味づけ・創出）

- 個人の課題解決に真摯に向き合うことが、
地域の課題解決につながることも！

POINT

生活支援コーディネーターが行うこと

- 地域に出ていく・地域の声を聞く
- 既存の活動等に意味づけ・整理をする
- 活動や人をつなげて新たな資源を生み出す
- どうしてもなければ新しく仕組み等を作る

協議体が行うこと

- 様々な関係者の情報を共有する（地域二一ズ、既存資源等）
- 情報や資源の周知・見える化等を進める
- 新たな取組の検討・企画
- 目線合わせ（規範的統合）

就労的活動支援コーディネーターが行うこと

- 地域に出ていく・地域の声を聞く
- 民間企業や団体との関係性を構築
- 給料の発生する仕事に限らず高齢者が役割をもって活動できることを把握
- 希望する高齢者にあつた活動をマッチング

稲城市で行っている具体例

✓ 第1層協議体が企画する「地域のつながりフォーラム」



生活支援体制整備事業等を通じて描く将来像のイメージを共有すると共に、各地域が地域の支え合いの現状等を発表します。

✓ 第2層協議体が企画するまちづくりフォーラム



様々な地域で独自のフォーラムが開催されています。

✓ 協議体連絡会



市担当者、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーターが定期的に集まって各地域の協議体での取組状況の情報共有や地域づくりの作戦会議等を行っています。生活支援コーディネーターの孤立防止の役割も。

✓ 地域マップ作り

地域の見どころや資源を落とし込んだマップ作りを行っている地域もあります。

✓ 地域の見守り活動



見守りに取り組んでいることがわかるカードを首から下げたり、防犯ベストを着たりして、子どもから高齢者まで幅広い地域の見守りを行っている地域もあります。それぞれの地域でこのような活動を通して、お互いに顔が見える関係づくりに取り組んでいます。



稲城市で行っている具体例

✓ 通いの場支援補助金



支え合いの地域づくりを推進することを目的に、地域で介護予防や交流活動等を行う自主グループに補助を行っています。

✓ 就労継続支援B型事業所の喫茶室を活用したサロン活動（すまいる向陽台）



喫茶室を活用することで、自分達で飲み物を用意したりする手間が省け活動に集中することができます。さらにここの参加者の困りごとがきっかけで、

✓ 保育園の別棟を借りて行っているサロン（ハートハウスサロン）



市内の保育園の敷地内にあるハートハウスという棟を地域で有効活用して欲しいという保育園の想いと、地域に誰でも立ち寄れる居場所を作りたいという担い手の想いを結び、月に2回開催される多世代型のサロン活動が誕生。

✓ 自宅開放型の地域の居場所（カフェいしださんち）



自宅開放により地域の方々が気軽に集える居場所に。

すまいるネット

有料で地域内で助け合う仕組みに発展。写真はボタン付けの様子。このような助け合い・支え合いの仕組みは他の地域でも立ち上がっています。




✓ 男性の勉強会（青老会）



妻に先立たれた男性が定期的集まって元気になれるような場所を作りたいというユニークなきっかけから生まれた男性だけの勉強会。オリジナルソングも自分たちで作って会の結束を強めています。

振り返り・まとめ

- 1 生活支援体制整備事業≡地域（当事者と地域の互助）づくり
- 2 地域のあるべき姿（ビジョン）を設定
- 3 手段の目的化は厳禁
- 4 道具や武器（制度・事業・アセット等）を上手く活用する
- 5 地域住民等を巻き込んで、やれることからやってみる